

# 権利行使時の留意事項

## 1. 権利行使時の手続

債権の譲渡人（以下、「乙」という）が集合債権譲渡担保契約書記載の期限の利益喪失事項に該当した時は、乙の倒産状態を意味し、この段階において、いよいよ譲受人（以下、「甲」という）の権利行使が始まります。

権利行使は、第三債務者に対する対抗要件の充足、つまり、第三債務者に対する債権譲渡通知で開始されますが、この通知は、登記事項証明書の交付を伴った通知（登記通知）ですから、譲渡人だけでなく譲受人もできます。

そこで甲は、まず第三債務者に対する**債権譲渡通知書**を作成します。債権通知書は内容証明郵便で発送し、譲渡年月日、譲渡債権の種類・金額（限度額）を記載します。

甲の第三債務者に対する通知は登記通知である以上、**登記事項証明書の交付**が必要ですので、必ず登記事項証明書も同時に第三債務者宛に発送します。

もっとも、債権譲渡通知書は内容証明郵便ですから、登記事項証明書を内容証明郵便の中に同封することができません。そこで、登記事項証明書は別便（配達証明書付の速達書留郵便）とし、当該債権譲渡通知書との関連性を明記した書面を添付します。

例えば、「平成〇年〇月〇日付で乙甲間でなされた債権譲渡登記につき、当該債務者に登記事項証明書の交付を伴った債権譲渡通知（登記通知）をすべきところ、債権譲渡通知書は内容証明郵便であり登記事項証明書を同封することができないため、別便として発送する。したがって、本登記事項証明書は、平成〇年〇月〇日郵便局長受付第××号書留内容証明郵便（債権譲渡通知書）と一体である」旨の書面です。さらに、この書面に内容証明郵便（差出人控）のコピーを添付すれば万全でしょう。

なお、債権譲渡通知と、登記事項証明書の交付は必ずしも同時にされる必要はなく、合理的な期間内に通知を登記事項証明書の交付がされればよいとされています。この場合、第三債務者は、通知と登記事項証明書の交付の両方を受けた時点で、債権譲渡特例法 2 条 2 項の通知を受けたことになります。

以上は、郵送の方法を述べましたが、倒産時には複数の債権譲渡通知が競合して到達するような事態が発生しますので、その混乱を避けるため、譲受人が債権譲渡通知書と登記事項証明書を第三債務者に持参し、その受領書を入手し、念のため、受領書に確定日付を取っておくことも一案です。

また、登記通知の発送に際して、乙から乙の第三債務者に対する現存債権額を確認することも欠かせません。乙は、倒産状態で、かなりの混乱もありましょうが、将来、第三債務者からの直接回収に備えて、なんとしてでも確認してください。

## 2. 債権の回収

甲にとって、第三債務者からの譲渡債権の回収は、集合債権譲渡担保の総仕上げであり、まさに掉尾を飾るものでなければなりません。結論的にいえば、乙から譲り受けた売掛金全額の完全回収に結びつけることです。

そのためには、登記通知の第三債務者への到達を見計らって、事前に電話連絡するなどして、直接第三債務者に回収に赴きます。第三債務者が多数にまたがる時は、適宜、手分けをして、とにかく早期の回収に注力すべきです。回収に際しては、乙の代表者または営業担当者等を同道し、回収交渉に役立たせるのも一案です。

法律上は、登記通知の到達によって、甲は第三債務者に対し、譲渡債権の弁済を直接請求できる立場にありますが、第三債務者の中には、正当な理由もなく支払いを拒否するものや、減額を条件に支払おうとするもの、分割弁済や手形決済を要求する者等があるかもしれませんが、要は、根気と粘りで、説得させ、回収努力を尽くすことです。

\* 実際の権利行使時には、内容証明郵便の作成等させていただきますのでよろしくお願  
いいたします。